

避難に必要な防災情報の入手方法

～山梨県の水害・土砂災害に関わる情報～

山梨県 県土整備部 治水課・砂防課

•

●1

水害や土砂災害から命を守るために！

～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～

大切なのは
「早めの避難」です

•

●2

説明内容

「**早めの避難**」のための『**備え**』として『資料1』の説明を踏まえ、**山梨県内**の「災害リスク情報」「避難に必要な情報」等の入手方法等について説明します。

★ステップ1 事前の確認

1. 水害・土砂災害リスクの把握

★ステップ2 災害時の確認

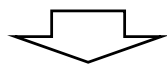
2. 避難に必要な情報の入手方法

●3

1. 水害・土砂災害リスクの把握

★ステップ1 事前の確認

施設の立地場所には、**どのような危険があるのか**確認しましょう



(1) 水害リスクの把握

- ① 洪水浸水想定区域図
- ② 洪水ハザードマップ

(2) 土砂災害リスクの把握

- ① 土砂災害警戒区域等マップ
- ② 土砂災害ハザードマップ

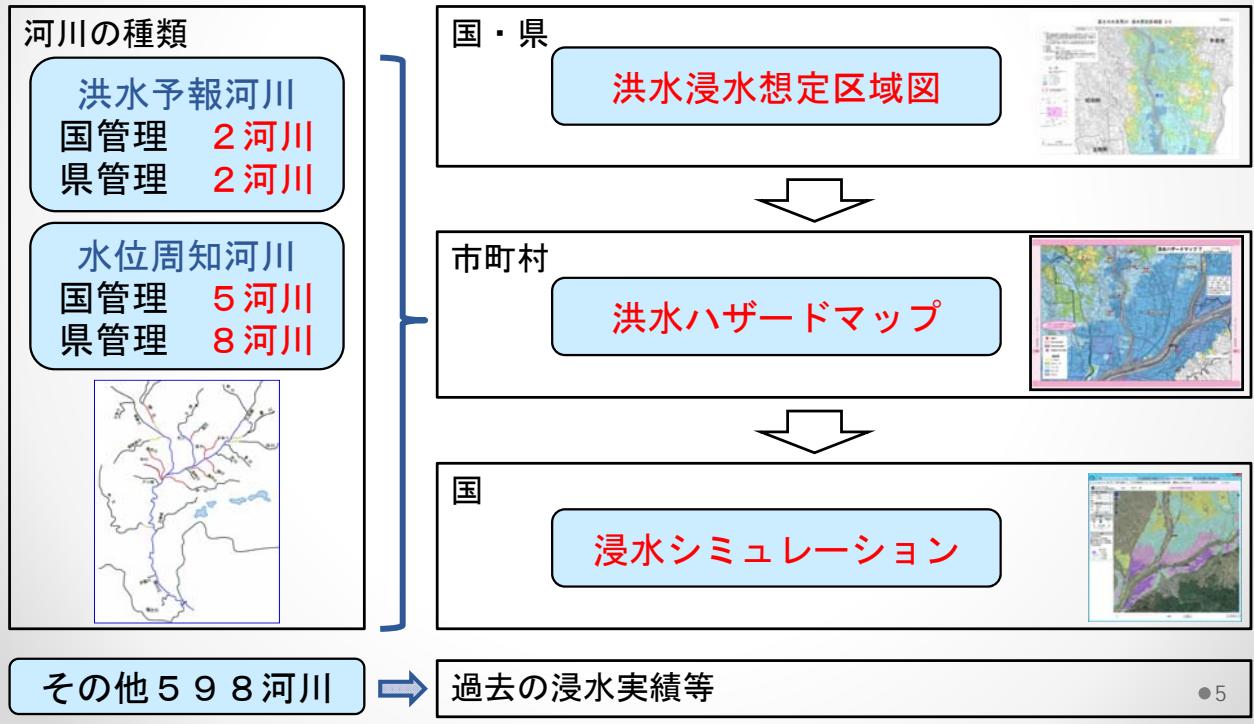
●4

1. 水害・土砂災害リスクの把握

★ステップ1 事前の確認

(1) 水害リスクの把握

施設の立地場所の**水害リスク**を確認しましょう

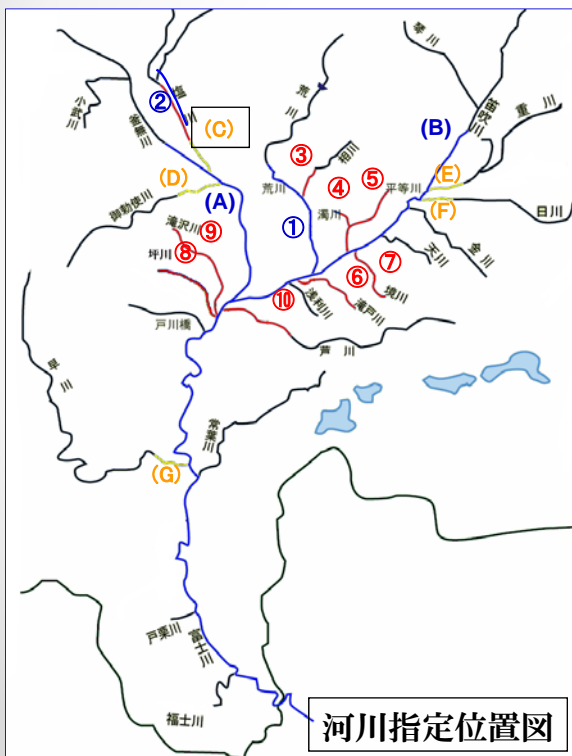


《洪水予報河川・水位周知河川》

★ステップ1 事前の確認

洪水予報河川、水位周知河川とは？

《洪水予報河川》流域面積が大きい河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川
 《水位周知河川》洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川



国土交通省直轄管理河川

洪水予報河川 2河川	水位周知河川 5河川
(指定年月日)	(指定年月日)
(A)富士川 平成14年5月	(C)塩川 平成19年1月
(B)笛吹川 平成14年5月	(D)御勅使川 //
	(E)重川 //
	(F)日川 //
	(G)早川 //

山梨県管理河川

洪水予報河川 2河川	水位周知河川 8河川
(指定年月日)	(指定年月日)
①荒川 平成20年3月	③相川 平成19年6月
②塩川 平成22年4月	④濁川 //
	⑤平等川 //
	⑥滝戸川 平成20年6月
	⑦境川 //
	⑧坪川 //
	⑨滝沢川 //
	⑩芦川 //

凡例

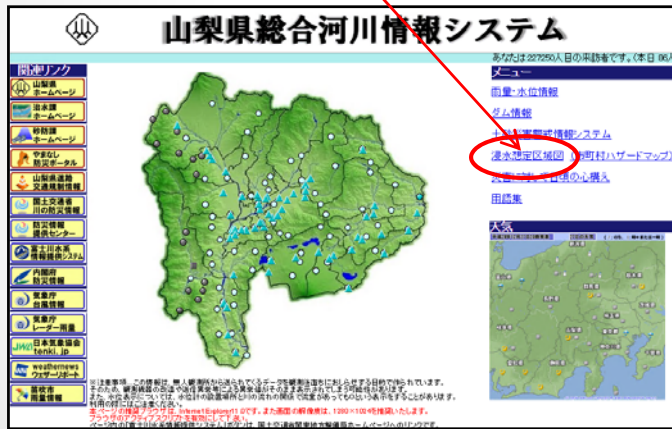
- (Blue line) : 洪水予報区間 (国、県)
- (Red line) : 水位情報周知区間 (県)
- (Yellow line) : 水位情報周知区間 (国)

《洪水浸水想定区域図》

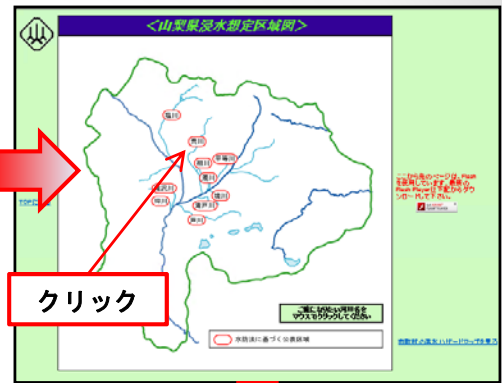
★ステップ1 事前の確認

水害リスク（県管理河川）

山梨県管理河川の洪水浸水想定区域図は、こちらからご覧になれます。
（洪水予報河川2河川＋水位周知河川8河川が対象）



山梨県総合河川情報システム
URL: <http://www3.pref.yamanashi.jp/yamanashiweb/>

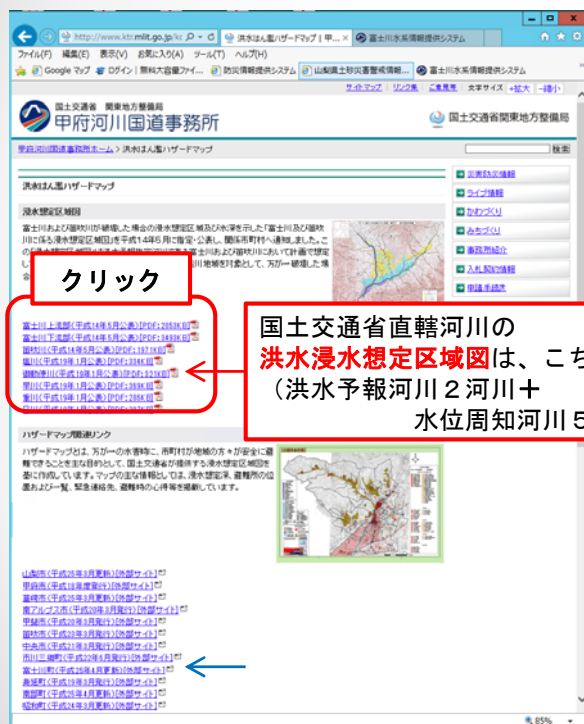


《洪水浸水想定区域図》 《洪水ハザードマップ》

★ステップ1 事前の確認

水害リスク（国管理河川）

国土交通省直轄河川の洪水浸水想定区域図は、こちらから
（洪水予報河川2河川＋水位周知河川5河川）



甲府河川国道事務所「洪水はん濫ハザードマップ」
URL: <http://www.ktr.mlit.go.jp/koufu/koufu00117.html/>



《洪水浸水想定区域図》

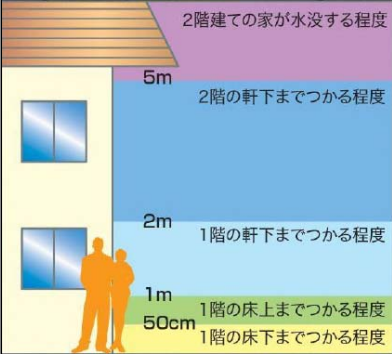
★ステップ1 事前の確認

洪水浸水想定区域図により施設の**水害リスク**を確認しましょう

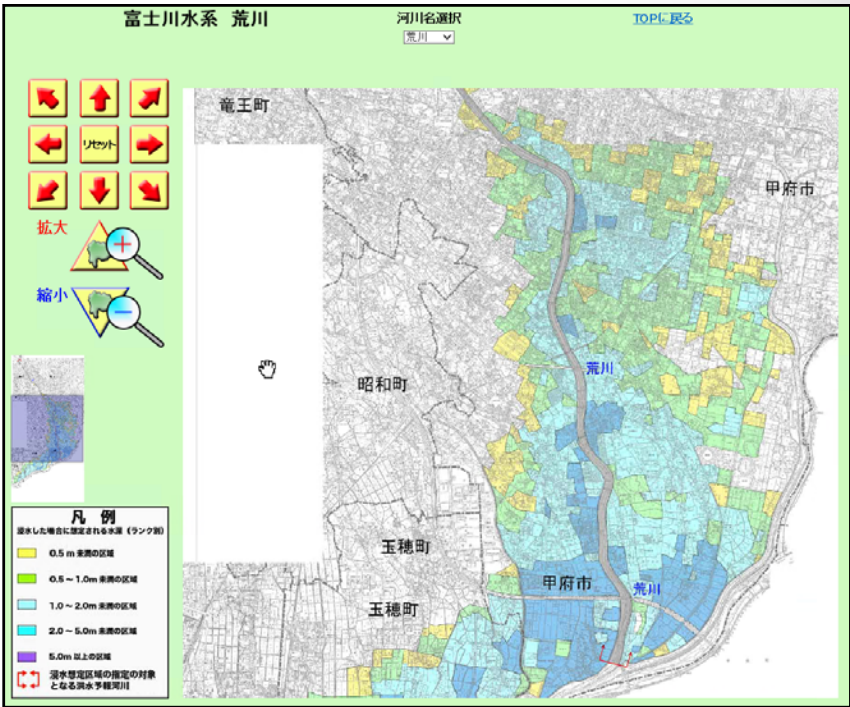
《洪水浸水想定区域とは》
洪水により対象の河川が氾濫
または堤防が決壊、越水した
場合に、浸水が予想される区
域とその**浸水深**を示した図

《指定河川》
洪水予報河川と水位周知河川

浸水した場合に想定される水深
を**色分け**して表示



洪水浸水想定区域図は**河川毎**に
作成されています



- 【記載内容】
- ・ 浸水想定区域（計画規模）
 - ・ 想定される水深
- 【今後記載される内容】
- ・ 浸水想定区域（想定最大規模）
 - ・ 浸水継続時間
 - ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域

《洪水浸水想定区域》

★ステップ1 事前の確認

県内の洪水予報河川および水位周知河川の洪水浸水想定区域

国直轄河川7河川と県管理河川10河川の浸水想定区域図を重ね合わせた図



重ね合わせると、富士川と笛吹川に
沿った地域及び2河川に挟まれるほと
んどの地域が浸水想定区域になります。

《洪水ハザードマップ》

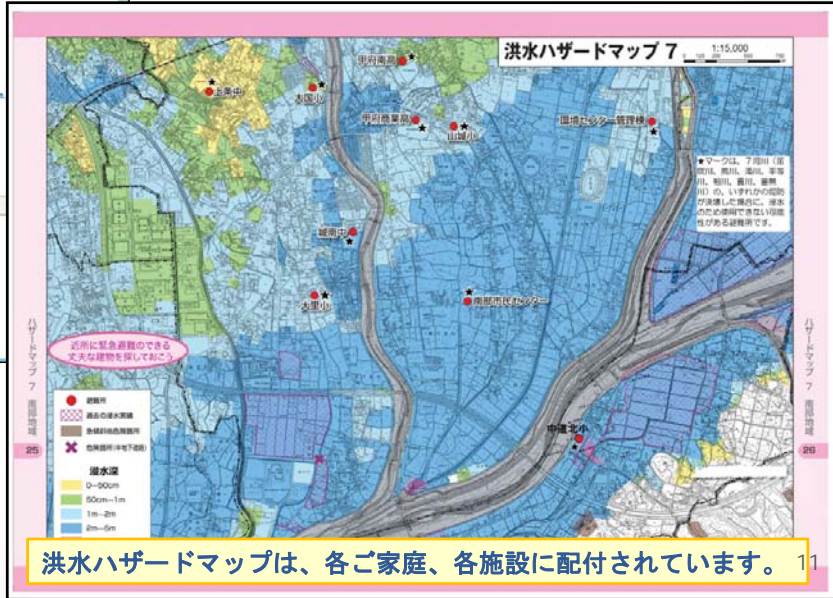
★ステップ1 事前の確認

洪水ハザードマップは各市町のホームページに掲載されています



	発行・更新		発行・更新
甲府市	平成18年	笛吹市	平成23年3月
身延町	平成19年3月	昭和町	平成24年3月
甲斐市	平成20年3月	韭崎市	平成25年3月
南アルプス市	平成20年3月	山梨市	平成25年3月
中央市	平成21年3月	富士川町	平成25年4月
市川三郷町	平成22年6月	南部町	平成25年4月

甲府市ウェブサイトの洪水ハザードマップ掲載ページ (平成18年度発行)

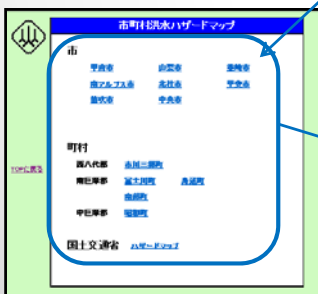
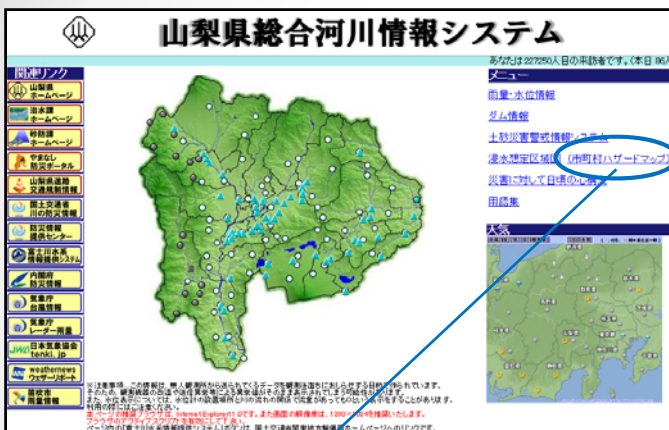


洪水ハザードマップは、各ご家庭、各施設に配付されています。

《洪水ハザードマップ》

★ステップ1 事前の確認

市町の洪水ハザードマップは県と国のホームページからもリンクできます



こちらから各市町村ウェブサイトの洪水ハザードマップ掲載ページにリンクします。



甲府河川国道事務所「洪水はん濫ハザードマップ」
URL: <http://www.ktr.mlit.go.jp/koufu/koufu00117.html/>

山梨県総合河川情報システム
URL: <http://www3.pref.yamanashi.jp/yamanashiweb/>

洪水ハザードマップにより**水害リスク**、**避難場所等**を確認しましょう



《洪水ハザードマップとは》

国と県が作成した河川毎の洪水浸水想定区域図をもとに、市町村地域防災計画で定められた必要事項及び避難に必要な情報等を記載したものをいいます。

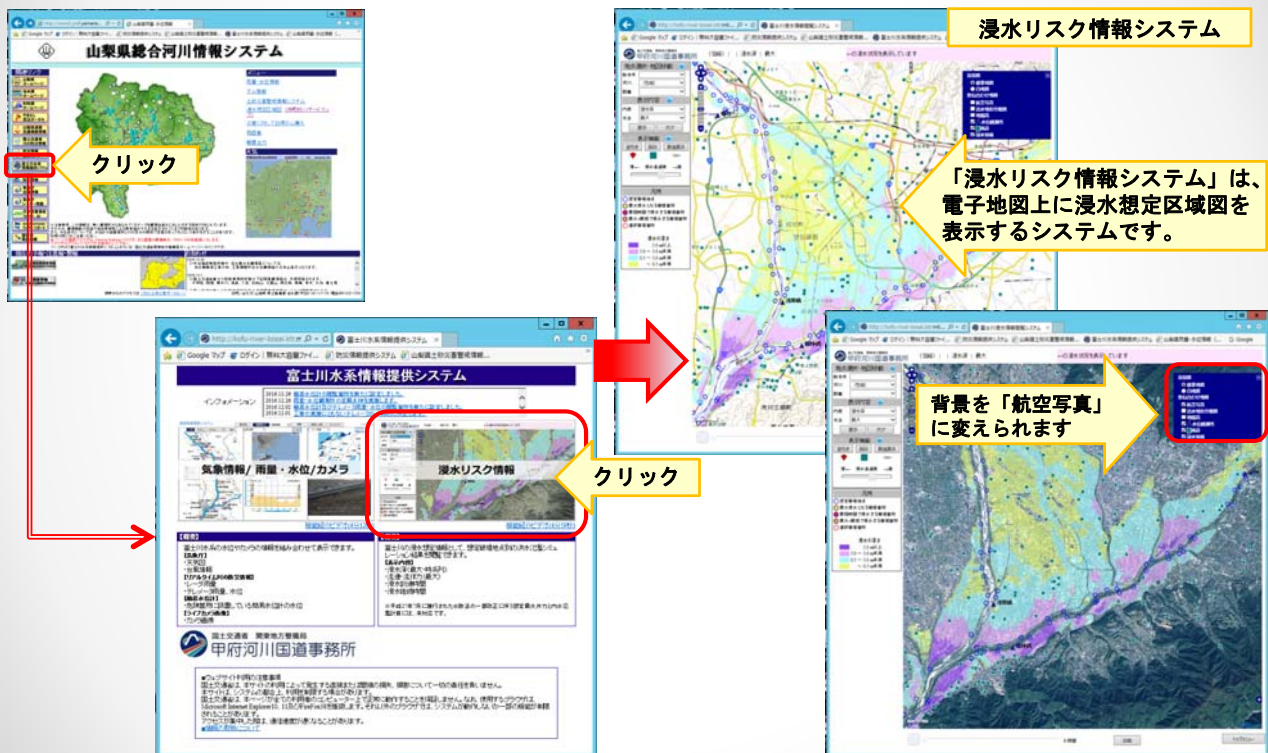
《記載内容》

- ・ 浸水想定区域・水深・洪水予報等の伝達方法・避難場所など




洪水ハザードマップは、各ご家庭、各施設に配付されています。 13

《もっと詳しく》**浸水リスク**をシミュレーションすることができます



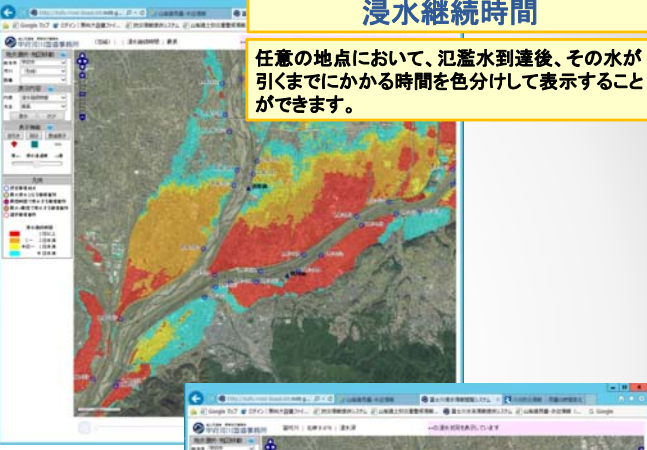
浸水想定区域

想定される全ての破堤・越水をシミュレーションで求めた浸水区域および浸水深のうちの最大包絡区域、最大水深を示しています。



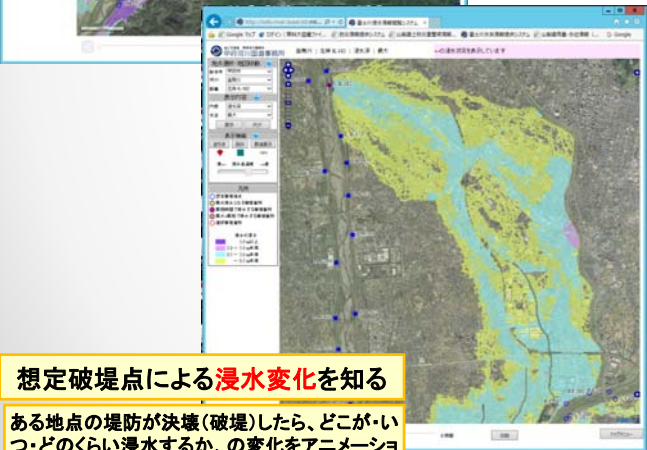
浸水継続時間

任意の地点において、氾濫水到達後、その水が引くまでにかかる時間を色分けして表示することができます。




想定破堤点による浸水変化を知る

ある地点の堤防が決壊（破堤）したら、どこがいつ・どのくらい浸水するか、の変化をアニメーションで見られます。



特定地点の浸水到達時間等を逆引きする


任意の地点（建物）から、堤防破堤点や浸水深の変化をアニメーションで逆引き検索できます。




【お知らせ】H27水防法改正

課題

近年、洪水の他、内水※・高潮により、現在の想定を超える浸水被害が多発



H26. 8 避難所2階の浸水（徳島県）



H25. 8 梅田駅周辺の浸水（大阪市）

※）内水…公共の水域等に雨水を排水できないことによる出水。条文上は、「雨水出水」。

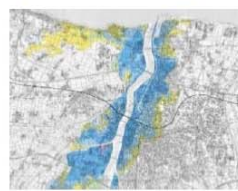
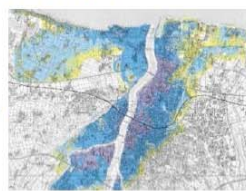
方向性

想定し得る最大規模の洪水に対する避難確保・被害軽減

想定し得る最大規模の内水・高潮に対する避難確保・被害軽減


水防法の改正概要

- 現行の洪水に係る浸水想定区域について、**想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充して公表**（現行は、河川整備の基本となる降雨を前提とした区域）

河川整備の基本となる降雨を前提とした区域
想定し得る最大規模の洪水に係る区域

- 想定し得る最大規模の内水・高潮に係る浸水想定区域を公表する制度を創設
- 内水・高潮に対応するため、下水道・海岸の水位により浸水被害の危険を周知する制度を創設



高潮浸水想定区域

○平成27年に水防法の一部が改正され、浸水想定区域の前提となる降雨をこれまでの河川整備の基本となる計画規模から**想定し得る最大規模**に拡充することになりました。

○また、堤防が決壊等した場合に、建築物が倒壊または流出する等の危険性が高い区域を「**家屋倒壊等氾濫想定区域**」として示します。

○国と県では、この想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域、浸水深、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域を現在作成中です。

○作成後、公表し、ホームページ等にも掲載します。

1. 水害・土砂災害リスクの把握

★ステップ1 事前の確認

(2) 土砂災害リスクの把握

施設の立地場所の土砂災害リスクを確認しましょう

土砂災害の種類

急傾斜地

警戒区域 4,359箇所

特別警戒区域 4,255箇所

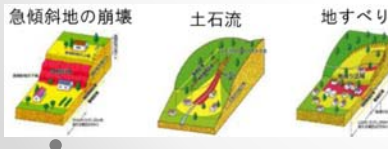
土石流

警戒区域 2,441箇所

特別警戒区域 1,794箇所

地すべり

警戒区域 289箇所



県：

土砂災害警戒区域等マップ

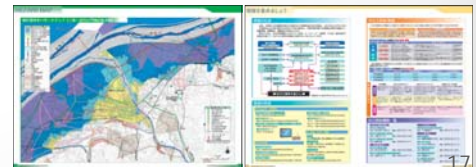


市町村：

土砂災害ハザードマップ

(記載内容)

- ・土砂災害警戒区域
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・情報伝達方法
- ・避難場所



《山梨県 土砂災害警戒区域等の指定》

★ステップ1 事前の確認

県では、7,089箇所の土砂災害警戒区域、6,049箇所の土砂災害特別警戒区域を指定しています。

平成28年12月末

	建設事務所	急傾斜地の崩壊		土石流		地滑り		合計	
		土砂災害警戒区域	うち特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち特別警戒区域
甲府市	中北	117	109	92	66	7	0	216	175
富士吉田市	吉田	54	52	36	19	0	0	90	71
都留市	富東	228	226	157	117	1	0	386	343
大月市	富東	597	585	236	183	19	0	852	768
韭崎市	峡北	61	61	73	48	0	0	134	109
南アルプス市	中北	63	63	43	31	0	0	106	94
甲斐市	中北	89	86	49	36	0	0	138	122
笛吹市	峡東	88	85	121	74	5	0	214	159
北杜市	峡北	238	230	183	144	3	0	424	374
上野原市	富東	469	455	166	131	18	0	653	586
山梨市	峡東	257	255	182	133	17	0	456	388
甲州市	峡東	370	364	163	122	2	0	535	486
中央市	中北	16	16	18	14	0	0	34	30
市川三郷町	峡南	174	173	94	72	85	0	353	245
早川町	峡南	121	114	37	33	11	0	169	147
身延町	峡南	469	460	318	201	70	0	857	661
南部町	峡南	138	136	111	88	28	0	277	224
富士川町	峡南	115	113	53	35	15	0	183	148
昭和町	中北	0	0	0	0	0	0	0	0
道志村	吉田	272	268	98	91	0	0	370	359
西桂町	吉田	10	9	17	11	0	0	27	20
忍野村	吉田	9	9	23	12	0	0	32	21
山中湖村	吉田	103	92	48	39	0	0	151	131
鳴沢村	吉田	21	18	20	18	0	0	41	36
富士河口湖町	吉田	173	170	78	59	0	0	251	229
小菅村	富東	63	63	19	12	8	0	90	75
丹波山村	富東	44	43	6	5	0	0	50	48
合計		4359	4255	2441	1794	289	0	7089	6049

《土砂災害ハザードマップ》

★ステップ1 事前の確認

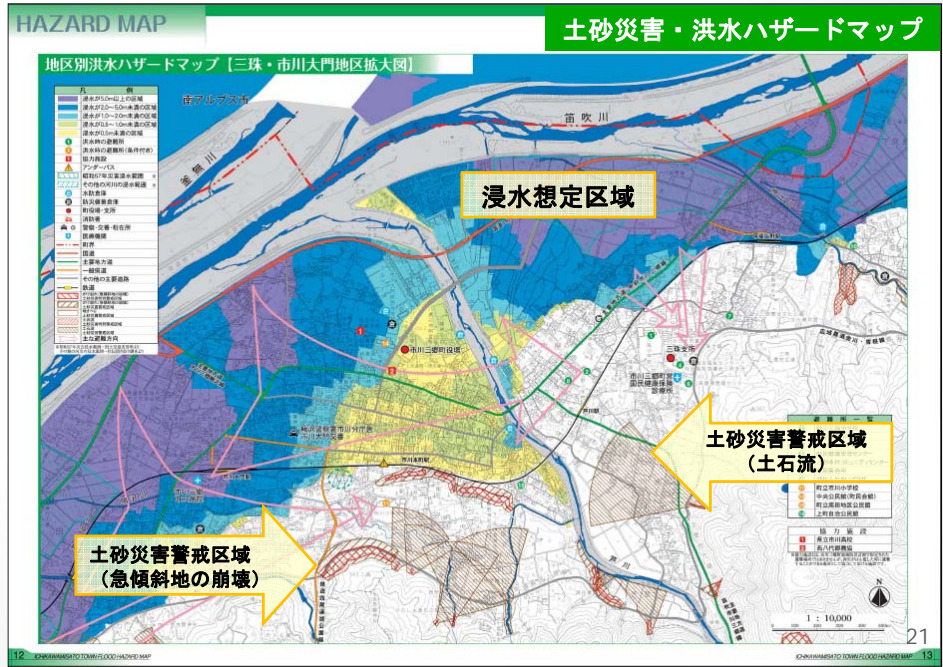
土砂災害ハザードマップは各市町村のホームページに掲載されています

《土砂災害ハザードマップとは》
県が作成した土砂災害警戒区域等をもとに、市町村地域防災計画で定められた必要事項及び避難に必要な情報等を記載したものの。

「土砂災害警戒区域等」と「洪水浸水想定区域」を重ねたハザードマップを作成している自治体もあります。（作成例↓ 市川三郷町）



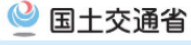
市川三郷町ウェブサイトの土砂災害ハザードマップ掲載ページ
(平成22年度作成)



《国土交通省ハザードマップポータルサイト》

★ステップ1 事前の確認

国土交通省ハザードマップポータルサイト



- 災害時の避難や、事前の防災対策に役立つ情報を公開しています
- 全国の防災情報を1つの地図上で重ねて閲覧可能に

大雨が降ったとき

- どこが浸水するおそれがあるか？
- どこで土砂災害の危険があるのか？
- どこの道路が通行止めになりやすいのか？



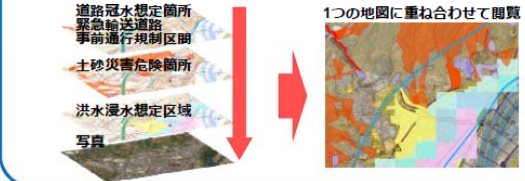
地震のとき

- どこが揺れやすいのか？
- 活断層はどこにあるのか？
- 大規模な盛土造成地はどこなのか？



重ねるハザードマップ

様々な防災に役立つ情報を、全国どこでも1つの地図上で重ねて閲覧できます。



わがまちハザードマップ

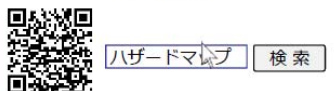
全国の市町村のハザードマップを閲覧することができます。



このような防災に関する様々な情報が分かるので、避難計画・防災対策に役立ちます。



今いる場所の災害危険度わかります
国土交通省ハザードマップポータルサイト <http://disaportal.gsi.go.jp/>



《国土交通省ハザードマップポータルサイト》

★ステップ1 事前の確認

国土交通省ハザードマップポータルサイト URL: <http://disaportal.gsi.go.jp/>

国土交通省ハザードマップポータルサイトでは、地図や空中写真に「土砂災害警戒区域等」や「洪水浸水想定区域」などを重ねて閲覧することができます。

国土交通省ハザードマップポータルサイトの操作画面を複数表示し、各機能について説明しています。

- 重ねるハザードマップ**: 複数のハザードマップを重ねて表示する機能。
- わがまちハザードマップ**: 所在地に基づいて地域のハザードマップを表示する機能。
- 各市町村が作成したハザードマップにリンクします**: 各自治体独自のハザードマップにリンクする機能。
- 背景を「航空写真」に変えられます**: 地図の背景を航空写真に変更できる機能。
- 浸水想定区域**: 洪水浸水想定区域の表示。
- 土砂災害警戒区域(土石流)**: 土砂災害警戒区域（土石流）の表示。
- 土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)**: 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）の表示。

《災害時要援護者関連施設カルテ》

★ステップ1 事前の確認

土砂災害警戒避難体制 災害時要援護者関連施設カルテ (案) 作成日: 平成24年 4月 1日 更新日: 平成25年 5月31日

【施設概要】

施設名称	所在地
○○○○○○○	○○町○○**番地*
施設区分	連絡先
児童福祉施設	重要施設 (24時間滞在可)
エレベータの有無	無
建築完成年月	収容定員数
54年5月(38年)	40
収容年月	入所者数
	19
通所・通園	職員数
通学者数	5
代表者名	代表者 通常連絡先
○○ ○○	0000-00-0000
管理者名	管理者 通常連絡先
○○ ○○	0000-00-0000
	000-0000-0000

【施設職員連絡先】

役職	氏名	緊急時連絡先
○○ ○○		000-0000-0000
○○ ○○		000-0000-0000
○○ ○○		000-0000-0000

【避難先】

一次避難地	二次避難地	避難所
○○○○○○○	○○○○○○○	○○○○○○○
一次避難地住所	二次避難地住所	避難所住所
○○町○○**番地*	○○町○○**番地*	○○町○○**番地*
施設からの距離	避難に要する時間	施設からの距離
0m	1分	50m
		3分
		避難所要時間
		50m
		3分
		避難所連絡先

【危険区域等】

区域番号	区 域 名	特別警戒区域	自然現象の種類
1	4041006-7	大草-7	急傾斜地の崩壊
2	4041006-8	大草-8	急傾斜地の崩壊
3	3454102		土石流

【危険区域等】

河川名	浸水型	想定水深
1		
2		
3		

※ 施設管理者は施設独自の警戒避難体制を整備、確立し、その避難計画をこのカルテおよび添付資料とともに職員、及び保護者等関係機関に周知し、またわかりやすいところに掲示して下さい。

【警戒避難体制】

緊急時情報伝達方法 (伝達手段・伝達経路など)

【避難準備情報・避難報告・避難指示(命令)】一町からの連絡(防災無線等)、及び○○○○の電話連絡により情報入手
 避難体制(緊急時の初期マニュアル)に基づき対応。
 【避難経路】状況に応じて○○○○が判断し、決定する。基本経路は別紙のとおり。
 【連絡責任者は、職員に連絡する(安全確認・確認命令)】
 1. 職員は入所者の安全確認とともに、テレビ・ラジオ・インターネット・町の防災無線等により情報収集する。
 2. 職員は入所者の安全確認とともに、テレビ・ラジオ・インターネット・町の防災無線等により情報収集する。
 【連絡する場合は対応】
 1. 町から避難指示があった場合、連絡責任者は、職員緊急連絡体制に基づき、町や区、区民生活、消防団、病院等への連絡。
 2. 連絡責任者は、避難所への避難先を決定し、職員緊急連絡体制に基づき、町、区、入所者の安全確認への連絡完了後、
 3. 避難指示があった場合は、
 1. 連絡責任者は、入所者への安全確認の連絡とともに、入所者の安全確認と、被災状況を確認し、災害時職員初動マニュアルに基づき、町や区、消防団等へ施設状況や避難場所・経路の被災状況の報告。
 2. 連絡責任者は、避難経路の崩壊、入所者等への安全確認を完了し、職員緊急連絡体制に基づき、町や区、消防団等へ施設状況の報告。
 3. 連絡責任者は、避難が完了したら、入所者及び職員の安全を確認し、町、区、区民福祉事務所、入所者等への避難完了報告をする。

【避難方法】
 ・職員による施設外への誘導
 ・非常口による避難への誘導
 ・施設避難経路への避難の呼びかけ
 ・非常口の扉、扉閉装置の解除
 ・職員が避難指示、避難命令による入所者等への誘導
 ・施設周辺の状況による避難
 ○○○○は、施設外への避難経路、あるいは人的被害から免れる場所への誘導
 【避難時の入所者等への連絡】
 ・連絡責任者は、避難完了後に対応。
 ・○○○○による場合は、仕様が付く。
 ①施設長による情報収集手段②施設内及び周辺の被災状況確認③避難経路等の被災状況の確認④避難経路・避難の実地確認④～⑥○○○○による避難・経路等の判断⑤避難補助の要請、入所者等への連絡⑥避難実施⑦避難完了報告

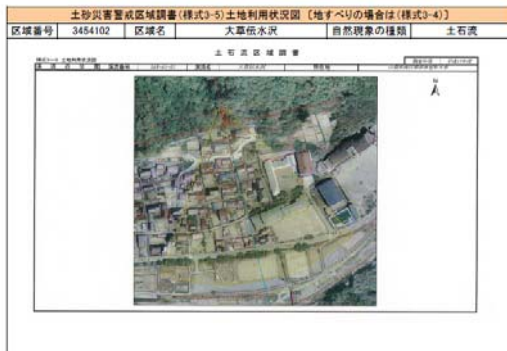
緊急時情報伝達方法

緊急時連絡方法 (避難方法、避難経路方法など)

【避難準備情報・避難報告・避難指示(命令)】一町からの連絡(防災無線等)、及び○○○○の電話連絡により情報入手
 避難体制(緊急時の初期マニュアル)に基づき対応。
 【避難経路】状況に応じて○○○○が判断し、決定する。基本経路は別紙のとおり。
 【連絡責任者は、職員に施設状況や施設内被災状況の報告を指示】
 1. 職員は入所者の安全確認とともに、テレビ・ラジオ・インターネット・町の防災無線等により情報収集する。
 2. 連絡責任者は、町、区、消防団等へ施設状況や避難場所・経路の被災状況の報告。
 3. 連絡責任者は、避難経路の崩壊、入所者等への安全確認を完了し、職員緊急連絡体制に基づき、町や区、消防団等へ施設状況の報告。
 4. 連絡責任者は、避難が完了したら、入所者及び職員の安全を確認し、町、区、区民福祉事務所、入所者等への避難完了報告をする。

土砂災害警戒区域内に立地する施設について、このようなカルテを平成24年度に作成し、市町村を通じて各施設に配付しています。土砂災害に関する避難体制の整備に役立ててください。

土砂災害警戒避難体制 災害時要援護者関連施設カルテ (案)



土砂災害警戒避難体制 災害時要援護者関連施設カルテ (案)

